

第7日

令和6年9月10日（火）

午後3時20分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、15番大庭きみ子議員の質問を許可します。15番大庭きみ子議員。

（15番大庭きみ子君登壇）

○15番（大庭きみ子君） 皆様、こんにちは。15番大庭きみ子でございます。暦の上では立秋を過ぎておりますが、まだまだ厳しい猛暑が続いております。傍聴に来ていただきました皆様、またインターネットで傍聴していただいています皆様、傍聴ありがとうございます。

今朝は、渡辺議員から、甘木絞りが福岡県の特産品として指定されたお話がありました。名刺入れを持っているとおっしゃっていましたので、私はマスクを持ってきました。これは朝倉市議会に甘木絞り保存会の方から頂いたマスクです。この藍染めがとても殺菌効果があるので、コロナ対策にいいのではないかと、真っ先に議会にこうやって贈呈を頂いております。本当に私も、この甘木の地由来の甘木絞りが県の特産品に指定されたことを大変うれしく思っております。心からお祝いを申し上げます。

甘木絞りは、歴史をひもときますと、江戸時代後期から昭和初期にかけて、甘木で大変盛んであった産業の一つであります。甘木絞りが盛んだったのは小石原川の水質が硬度7で、水は清く、砂利の州があり、木綿をさらすのに最適で、乾かすのに都合のよい土地の条件だったと聞いております。昔は、小石原川の中州にずらっと並べて干してあったのが甘木の風物詩にもなっていたとも聞いております。

しかし、第一次世界大戦後は木綿の入手が困難になり、甘木絞りは衰弱化しております。

しかし、ようやく30年前に産業として、また再び復活し、甘木絞りを継承し、保存したいという保存会が3団体できておりまして、また個人の方々もおられますが、地道にこれまで伝統の継承を行いながら、後継者の育成をして頑張っておられます。

その努力が報われて、このたび福岡県の特産工芸品・民芸品として、甘木絞りは37番目の指定を受けております。本当におめでとうございました。これからも朝倉市の伝統である甘木絞りを生かしながら、大切に継承していきたいと思っております。

それでは、この後は質問席より質問を続行してまいります。執行部におかれましては明快なる回答、よろしくお願いいたします。

（15番大庭きみ子君降壇）

○議長（小島清人君） 15番大庭きみ子議員。

○15番（大庭きみ子君） それでは、通告書に基づきまして、まず最初に会計年度の処遇改善について、特に勤勉手当について質問してまいります。

昨年9月議会の一般質問におきましても、会計年度任用職員の処遇改善について質問い

たしてまいりました。それから1年たっておりますので、再度確認する上で、また令和6年度現在の会計年度任用職員の人数、男女比、常勤職員との比率について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 現在の令和6年4月1日現在になります会計年度任用職員は327名で、正規職員は526名で、比率としては38.2%になっておるところでございます。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） すみません。人数総数のほうが「528名」で訂正をお願いいたします。また、女性のほう、比率は女性が218人で、66.6%になっております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） やっぱり多くの方が会計年度任用職員として働いていただいているなというのを実感いたしております。

そして、全国平均でも女性が7割近いと言われておりますが、朝倉市におきましても66%超えているということで、同じような状況だと思います。

前回も申し述べましたが、会計年度任用職員の方々是一般事務職や専門職の方が多く、保育士、調理師、図書館司書、介護ケアマネジャー、また社会福祉士、清掃業務など、市民の生活を守るために常勤職員と分担し、協力し、重要な役割を担っていただいております。特に、災害時やコロナ禍を乗り切れたのも、常勤職員の働きはもちろんのことですが、会計年度任用職員の協力があることだと思っております。地方行政のためにはなくてはならない人材であります。

国のほうも、この会計年度任用職員の処遇改善は大きな課題でありまして、2024年4月に参議院本会議で、地方自治法第203条の2が改正され、4月から勤勉手当を支給できるようになっております。

この勤勉手当に対しまして、県内の状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 令和6年4月1日現在でございますが、会計年度任用職員の勤勉手当が支給されていない県内の自治体は4自治体になっております。そのうちの一つが朝倉市となっておりますのでございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 本当残念なことに勤勉手当が支給されていない地域がこの福岡県内61自治体ありますが、支給されていない自治体が4自治体で、久留米市、朝倉市もそれに含まれております。本当に同じような責任ある仕事をしていただいている中で、このように他の自治体とも格差があるというのはとても残念なことだと思っております。

朝倉市は、期末手当は今年度から2か月になりましたが、この勤勉手当がゼロというこ

とで、本当に県内でも低い支給ですので、何とかこの辺り福岡県内の水準に合わせていただくような、そういう考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 会計年度任用職員の報酬手当につきましては、会計年度任用職員に移行するまでの嘱託職員、臨時職員の報酬額を職種ごとに考慮いたしまして、他団体の同様職種の報酬額等を注視しながら、職員団体との交渉協議を行い、条例事項については、議会の承認を受けてきたところでございます。

ここ数年の国の非常勤職員の急激な制度変更を考慮すると同時に、これまで同様、近隣各種の制度運用等を注視しながら、併せまして調査分析を行い、適正な任用配置及び処遇の決定に努めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 60.7%の自治体、福岡県の中で常勤職員と同じ支給率になっております。この常勤職員との大きな処遇の違いは、現場の士気にも関わってくると思います。

また、少しでも処遇のいいところに人材が集まっていくことも考えられます。人材確保、働く意欲向上や住民サービスにもつながりますので、処遇改善はできる限り常勤職員と同じようにしていただきたいと思っておりますが、今後朝倉市に支給する考えがあるのか、その辺りはもう一回お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） この件、内容につきましては、職員団体との交渉協議を踏まえましての結論になるかと思っておりますので、それが終わり次第、議会のほうに承認を求めるなど、必要な手続をお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今後も職員団体との交渉協議が行われていくということでございますので、ぜひとも現場の声を聞いて、皆様方の気持ち、士気が下がらないようにぜひとも対処していただきたいと思っております。

また、人事院勧告に伴う遡及について、令和5年度に実施されていない経過についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 会計年度任用職員の報酬手当につきましては、他団体との均衡を図る必要がございます。近隣各市の遡及改定状況等も確認する必要もある中で、やはり職員団体との交渉協議の結果、遡及改定は実施していないというところでございます。今後、引き続きまして会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえ、適正に判断をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） この遡及の件も、福岡県内の実態の調査が行われておりますが、2023年4月に遡及改定している自治体は19自治体ございまして、全体の31.1%となっております。2020年4月に遡及を実施する自治体は7自治体で、1.5%となっております。

また、35自治体、57.4%は、まだ未定となっております。県内の中でも、大きな格差が出ていると思われます。朝倉市としても、今後この遡及に関しても前向きに、ぜひとも検討をお願いしていただきたいと思っております。

本当県内を見回してみますと、本当職員と同じような期末・勤勉手当を支給している自治体というのが60.7%ございますので、働く人たちの気持ちといたしましては大変気持ちがそがれるといたしますか、本当に職場の中で士気が下がっていくのではないかなと大変懸念いたしております。ぜひともその辺りもしっかりと話をさせていただきながら皆様方の気持ちと、またその働いている状況を、現場を把握していただきたいと思っております。

先ほどからも言われましたように、ここではすぐに回答はできないものだと思っておりますので、ぜひとも現状を知っていただきたい、現場の声を聞いていただきたい、そして皆様方が本当に働きやすい、働きがいのある職場になっていただきたいと思っております。これだけの職員が、会計年度任用職員の方が朝倉市の住民サービスのためにしっかりと努力をいただいているということには本当に心から感謝をしております。

そして、職員の方も、こういう会計年度任用職員の方々の協力によっていい仕事が支えられ、お互いに協力をしてできていますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、2024年度の地方財政計画においては、2023年人事院勧告に伴う給与改定経費として3,300億円程度、そのうち会計年度任用職員分として600億円、また会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費として1,810億円が計上されています。これはひもつきではなくて、国から一括交付金で下りてきていますので、お金が足りないということはないと思います。常勤職員に準じて、適切に対処していただきますように要望いたします。どうぞよろしく願いいたします。

では、引き続き職員の人材育成、働きがいのある職場づくりについて質問してまいります。

まず、やる気を育てる取組について質問したいと思います。

まず最初に、令和4年度及び令和5年度の勧奨退職者数、また勧奨対象ではない若手職員、30代以下の退職者は何人でしょうか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） まず、令和4年度について説明をさせていただきます。

勧奨退職は5人、勧奨対象ではない30代以下の職員の普通退職は6人となっております。令和5年度につきましては、勧奨退職は3人、30代以下の職員の普通退職は2人となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 若手退職の方の令和5年度が2人で、令和4年度が6人ということで、本当に残念だなと思っております。皆さん本当に意欲を持って、この朝倉市の発展のために仕事に就きたいと入庁してこられた方々がこうやって早期退職されるということは、大変私は残念に思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 退職の背景につきましては、社会全体の雇用や働き方、公務員を取り巻く労働条件や労働環境、若い世代の仕事観やキャリア観など、様々な変化があるというふうに考えておるところでございます。

市の退職につきましても、退職に至る経緯、理由については、個人ごとに様々な状況になっております。同時に、若い世代の職員の退職は組織の損失であるというふうに捉えております。離職や離職意思の抑制の重要性を認識しておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今申されたとおりで、本当に人材の損失だと思っておりますが、本当災害以降、仕事量も増加し、職員の負担も大きくなったと聞いております。

また、疲弊感の漂ったところもございますし、ぜひともこの若手職員には、今後朝倉市を支えていただきたいと思っているんですが、この退職を防止するための取組はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 地方公務員の離職率は、民間企業に比べますと、依然低いというふうに言われておりますが、各自治体ともに共通した課題というふうになっておるところでございます。

主な取組として、3点説明をさせていただきます。

まず1点目に、採用時におけるミスマッチの防止と受験者数の確保に努めておるところでございます。職員を採用するときには、市職員としての適性を判断することが重要でありまして、併せて市が求める人物像とマッチする受験者を確保することも必要となります。特に、受験者が少ない土木技術職につきましては、土木コースがある近隣高校へ直接訪問をし、受験案内を行い、また受験機会の増加にも努めているところでございます。

2点目に、職場環境の向上を目的とした研修の実施でございます。職員倫理週間の取組の一環で、コンプライアンスの研修を行っておるところでございます。各種ハラスメント防止の内容にも触れており、特に全職員向けのアンケートではハラスメント全般に係る事案の問いを設定しまして、回答結果の情報共有、また改善対策に努めておるところでございます。

3点目に、定期的な所属長との個別面談の制度化でございます。上司と直接対話をすることで、目標や計画の振り返り、業務結果の分析、人材育成に加え、本人のやりたい仕事ややりたい理想像なども共有できる機会としておるところでございます。

以上、災害対応や新たな行政需要への対応など、職員への負担は厳しい状況が続きますが、積極的に職場内でのコミュニケーションを図りまして、先ほどの取組を中心といたしまして、職場内での共通目標に向かう貢献意欲の醸成や働く意欲を高めることで退職者の防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） やっぱり職場間のコミュニケーションなり、若い職員を育てていくという、そういう指導というのはとても大事ではないかなと思っておりますが、個別面談をしながら助言をしていくというお話もありましたが、その辺りはどのようにされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 人事評価も当然ございますけれども、相談が取りやすい体制ということで、今年も5月にありました部長会の中で、そういうふうな職員が、心配事がある者などに対しまして目を配って、必要があれば、部長、課長のほうが面談をしてくださいとかという促しを行ったりしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 災害から7年がたちまして、皆さん方、少しずつ疲弊感があるといえますか、何か元気がないというような感じも受けられます。本当に生き生きと仕事ができるような、そういう環境づくりというのはとても大事ではないかなと思っております。

そのことで、本当に今の職員の方が早期退職されたり、途中で退職勧奨されて辞められる方もあるんですが、やはりこの朝倉市に誇りを持って、自分の仕事をしっかりと、朝倉市のために頑張っていくという、そういう職員を育てていただきたいなと思っております。

この辺りで、何か本当に市長はどのように考えられているかなとちょっと気になるんですが、市長が考えてあることがあったらお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 先ほど総務部長のほうからいろいろ、るる申し上げましたが、一概に若い方々が辞めていくということは、ある意味、自分の目標に向かってしっかり取り組まれているのかなという部分がございます。その目を市のほうに向けていただくようなこと、そういったふうに魅力ある朝倉市をつくっていくことで、何とか引き止めることができないかなというふうに考えておりますので、そういった取組を増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 本当に皆様方、大変な状況にあると思うんですが、魅力のある職場づくり、また仕事の理解とか、新しい風土改革、朝倉市を創造していく意欲、目的意識を持つことも大事ではないかなと思っておりますので、どうぞ皆様方が新しい新人教育

にもしっかりと力を注いでいただき、誰もが働きやすい職場づくりに向けて、より一層の取組をお願いいたします。

次は、女性活躍推進について質問してまいります。

日本社会は、皆様御存じのとおり、少子高齢化や生産年齢人口の減少等により、労働力不足が深刻であり、地方自治体においても、大きな課題となっています。政府は、女性が輝く社会を目指して女性活躍推進法、平成28年に施行し、女性労働者の多様な働き方を支援しています。

女性が安心して働ける環境を整えられるように、国を挙げて取組が行われています。平成28年に女性活躍推進法が施行されて、令和7年までの時限立法ではありますが。各企業、地方公共団体では、目標値を定めた行動計画を策定して、女性が活躍できる職場環境の整備に取り組まれているところであります。

まずは、朝倉市の職員の男女比、役職別の男女比はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 令和6年4月1日現在の数で申し上げます。職員総数528人で、うち女性が193人、率にして36.7%でございます。管理職総数52人、うち女性12人、率にして23.1%でございます。課長補佐と係長総数116人、うち女性が33人、率にして28.4%となっております状況でございます。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） すみません。職員総数528人、うち女性193人は合っています。すみません。率にして「36.6%」で訂正をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今の管理職の人数も言われました。12名で、23.1%ということで、あと係長以上が33名、28.4%ということでございましたが、この女性職員の登用率などを目標とする計画は朝倉市のほうにはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 女性の登用率などを目標と定める計画につきましては、特定事業主行動計画がございまして、ホームページのほうで計画実施状況等を公表させていただいているところでございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） その目標とする計画はあるということでございますが、この朝倉市の管理職23.1%というのは、目標に対してはどのようになっていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） その特定事業主行動計画の中で、管理的地位にある職員に占

める女性職員の割合、目標が20%でございまして、先ほど申しましたとおり、4月1日現在が23.1%という状況になっておるところです。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） それでは、目標を一応達してはいると、目標を超えているということでございますね。今、事務局長も小川局長が頑張っており、活躍されておりますので、大変女性の方が活躍していただいているのもうれしいことだと思っております。

この朝倉市の女性職員の活躍推進に対する取組や考え方をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 先ほど大庭議員からもお話がありましたが、政府におきましては、女性が輝く社会をつくることを最重要課題の一つとして位置づけられ、女性活躍推進法の制定などの取組を進めておるところでございます。

市におきましても、女性活躍の必要性を認識しておりまして、先ほど申しました計画、その中で、7つの数値目標、先ほど申しましたものも含めて説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、受験者総数に占める女性の割合、目標を40%以上というふうなことで定めております。令和6年度が実績として45.7%でございました。

2つ目に、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合、これ先ほどの分でございますが、20%以上で、令和6年4月1日現在23.1%。

3つ目に、係長職以上の地位にある職員に占める女性職員の割合、こちらが30%以上を目標としておりますが、本年4月1日現在が28.4%と、届いていない状況でございます。

4つ目に、月に45時間以上時間外勤務を行う職員の割合、25%以下としておりますが、令和4年度は27.4%、もう少し届かなかったところですが、令和5年度が災害がございまして36.2%と、ここはちょっと大きくなっておるところでございます。

5つ目に、年次休暇の平均取得日数は12日以上ですが、令和5年度につきましては14.5日という実績になっております。

6つ目に、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合、目標は100%でございますけれども、令和5年度実績としては40%ちょうどになっておるところでございます。

7つ目に、育児休業を取得する男性職員の割合、目標50%でございますが、令和5年度実績が30%という数字になっております。

男女共同参画推進室とも連携いたしまして、各種ハラスメント研修等による職場環境の向上を図りながら、引き続き全職員が能力を最大限に発揮でき、生き生きと活躍できる職場づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） それぞれに取組をされているということでございますが、なか



なか男性の育児休業というのは、まだ低いなと思っております。

こうやっていろいろ取組をされておりますが、この女性職員の活躍を推進する上での課題は何だと思われていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 女性が活躍するための課題でございますけれども、それにつきましては、組織としてそういう意識の共有を高めていくというようなことが今後とも大事になっていくかというふうに認識しておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 組織として共有を高めていくということなんですが、どのようにしたら共有できるのかなと思うんですけど、なかなか10年、これは時限立法で、来年、令和7年で一応女性活躍推進法が切れるんですが、10年前とあまり変わっていないんじゃないかなという実感があるんですね。これをどのように改善していこうとされているのか、今ちょっと具体的に分からないんですけど、その辺りをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 実感といたしまして、私どもが職場で働いている中で感じますのは、育児休業は女性のほうは当然取るというのが常識的なことになっておりますけれども、男性の育児休業、そちらのほうは目に見えて取られる方が増えてきたかなというふうには感じておるところでございます。今後とも、先ほどのやる気を育てる取組の中でも申し上げましたけれども、やはり研修、また職員同士のコミュニケーション、そういうふうなもので雰囲気づくりを醸し出していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 本当雰囲気を醸し出す、とても大切だと思いますけど、本当にサポートしていかないと、やっぱり職場の雰囲気というのはとても大事でしょうし、お互いのサポートがないと、たとえ力のある女性職員の方でもなかなかそういう立場に立てないとか、そういうチームをまとめていく大変さもあるかと思いますので、やっぱり職場の協力が必要だと思いますし、大刀洗は50%近く女性管理職がいらっしゃるんですね。

係長以上ですけど、48%ぐらいだったと思いますが、とても何か生き生きと、元気にされているなというのを伺うんですけど、特に大刀洗のアピールをしっかりとされてあったり、本当に大刀洗を何か大事にしてあるんだなという、何か意欲が伝わってくるんですけど、何かそういうふうに皆さんで盛り上げていく、お互いに協力していくという雰囲気というのはとても大事だと思っておりますので、まだまだ何か皆さん元気がないなと、朝倉市は、災害から本当に大変だったんだなと思います。7年間たっても、今すごくまだまだ道半ばだと市長もおっしゃっていましたので、その中で何とか頑張って、輝いていただきたいな

と思っておりますし、力を発揮できるような、そういう職場環境であってほしいと思っております。

やっぱり地域のロールモデルとして、市役所というのは皆さん社会から見られておりますし、そういうふうに考えていただいておりますので、ぜひとも率先して意識啓発や推進をよろしくお願いしたいと思っております。では、よろしいでしょうか。このことに対してありますか、何か。もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

では、次の質問に移らせていただきます。中学生の登下校の安全について質問をしてまいりたいと思っております。

先ほどからも教育部門ではいろいろ質問が出ておりますが、特に私は、道路の安全も言われておりましたし、今、自転車通学というのが朝倉市はとても多いと思っております。それはどうしても交通事情もありますし、クラブ活動などもありまして、登下校の自転車通学は必要不可欠ではないかと思っております。

また、その中で交通ルールを守り、身の安全を守るためには安全教育が必要だと思われませんが、学校ではどのような教育がなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 中学校での安全教育についてということでお答えをいたします。

自転車通学の安全教育につきましては、市内6校、全中学校で新入生の入学時に朝倉警察署や地元交番から講師を派遣していただき、自転車交通安全教室を実施しております。

具体的には、実際に自転車に乗車させ、学校周辺を運転させながら正しい乗り方の指導を行っております。

また、保健体育の授業では、自転車の乗車の安全について学習を行うなど、3年間を見据えて、教育課程の中に系統的に命の大切さを守る安全教育を位置づけているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） では、実際に今まで自転車で通学をしておりまして、事故とか起きていないんでしょうか、もしあるとすれば何件ぐらいでしょうか、内容が分かればお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 自転車の発生件数ですけども、まず今年度につきましては、現在2件が報告をされております。飛び出しによるものではございますけども、幸いに軽症で済んでいるということで報告を受けております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） その飛び出しというのは、自転車での飛び出しになるんですか、その内容が分かればお願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 自転車のほうが飛び出したということで聞いております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） では、その後の対策はどのようにされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） その後の対策というのは、事故の後の対策ということ、（発言する者あり）実際に事故に遭った生徒たちにつきましては、交通ルールをしっかりと守るようにということでの指導はしております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 本当に命に別情がなくてよかったなと思っておりますが、一歩間違えば大事故にもつながりますし、事故がないから、軽症だったからいいというわけではないと思いますので、しっかり安全の取組もしていただきたいと思っております。

皆さん、子どもたちって楽しそうに通学、登校、下校していたりしまして、本当に楽しそうに話しているときもありますし、どうかしたら市役所の横を押して通るように指導されていても、何か押していなかったりとか、ちょっとふざけて転んだりとかしている姿もたまにはあつたりしますので、本当に大きな事故につながらなければいいなと思っております。

そういうとき、学校の安全教育も大切だと思われまして、けがをしないための安全性を守るための取組についてはどのように考えられていますでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 生徒の安全対策として、本市では、生徒の命を守るために新入生全員にヘルメットのほうを無償で配布をしております。生徒がヘルメットをきちんと着用し、交通マナーを遵守していくよう、先ほど申し上げたような安全教育、推奨しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 学校のほうでも、しっかり安全教育はしていただいていると思っておりますが、これは市民の方からの提言であるんですが、通学自転車にミラーをつけると、より安全に運転できるのではないかという御意見を頂いております。

今は車というのは何か、結構ハイブリッドカーが増えて、近くに寄ってくるまでエンジンの音が分からなくて、車に気づくことが遅れがちであると言われるんですね。

また、後方を確認するときに振り返るので、姿勢が悪くなり、バランスを壊しやすくなるので、事故を起こしやすくなると、事故を未然に防ぐためにはミラーが必然であると言われておりました。確かに最近の車は、エンジン音が聞こえずに、近くに来て気づかないこともあります。

また、不審な車に近寄られたり、声をかけられたりとか、車に呼びかけられたりとか、そういうこともあったそうなので、そういう性犯罪に巻き込まれないためにも、早くミラーで気づいて、危険を回避できることが大事ではないかという御意見を頂いております。

本当にミラーがないというのが当たり前になっているので、あっ、ミラーってついていないんだなというのを何か初めて自分は気づかされたんですが、バイクでも車でも、ミラーで後方確認というのはしておりますし、特に自転車というのは振り返らないと後方が見えないので、やっぱり姿勢が崩れて事故に遭いやすいということも考えられるんじゃないかなと思っております。

何かミラーがあるのが当たり前になると、それで当たり前なんですけど、何もなければなくて、全く気づかずに進んでいるんですけど、このミラーを検討してもらえないだろうかということで御意見いただいているんですが、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） サイドミラーにつきましては、例えば自動車やバイクなどについております。右左折や進路変更等では、基本的にはミラーがついておりまして、目視するというのが原則でございます。サイドミラーは、あくまでもそれを補助する器具ということでございまして、特に自転車におきましては低速で走行しているということもありますので、目視を十分に行うことが可能だということで、義務づけにもなっていないのかなというふうに考えております。

子どもたちにつきましては、しっかり目視で確認をするということが必要かなというふうに、そういった指導をしていくというのが必要であるかなと思っております。

また、命を守るためにということでございますと、先ほども申し上げましたとおり、ヘルメットのほうをしっかりと着用するといったことを教育委員会のほうでは指導をしていきたいというふうに考えておりまして、サイドミラーのほうの設置については、現時点では考えていないといったところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 確かに今、各教育委員会なり学校なりにお尋ねして、ミラーまでは、設置は法律で義務づけられていないからということも聞きました。いろいろ調べておりますと、設置することで安全性は向上するということで、ないよりはあったほうが、より安全性は高まるんじゃないかなと思っておりますし、自転車の安全性を高めるためには、ミラーの設置は非常に有効な手段ですという御意見も聞いております。

ただ、今、学校のほうで、それを一斉にというのはまだ、経費もかかりますし、そこまでは法律で義務づけられていないからできないということもあるのかなと思いますが、これできればそういうふうに推奨ぐらいはできるんじゃないかなとは思うんですね。

だから、必ず経費のかかることですので、保護者の方がそれを判断されて、つけられれば、つけられたほうがいいと思いますし、そういう市民の方からの御意見を頂いております。

はたから見ていて、とても自転車が怖いと、後ろがよく分からずにふらふら、右折するときとか、後ろを確認しながら、危険性があるんじゃないかというような御意見もありましたので、何かつけるのが当たり前になると、そうなるんじゃないかな。あつて当たり前になると思うけど、何もなければ、何か今さらという、つけなくてもいいんじゃないかという感覚にもなるかもしれませんが、安全面からいえば、あつたほうがより安全性は高まるんじゃないかなと思っております。

ほかにライトとか、反射板とか、ベルなどの装備とかも、やっぱり安全教育には必要なものだと思っておりますし、学校のほうで安全教育をしていただいているということではございますが、何かこういうのも一つの観点として推奨していただいたらどうかな。ミラーをつけることも有効な手段ですよぐらい、強制はできないと思いますが、そういうので検討していただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） サイドミラーについてということでございますが、全てというわけではないと思いますが、自転車というのが軽車両に分類をされていまして、幅が60センチ以内ということで、道路交通法の中でも規定をされております。

もし、ミラーがその幅を超えた場合は、今度は歩道を行くことができなくなりますので、現在、歩道を通っているような場合が結局全て車道を通らないと行けなくなるといったことにもなりますので、全てが60センチを超えるかどうかというところまで分かりませんけれども、そういった事例もありますので、なかなかこちらがミラーをつけていくようにというような指導はなかなかしづらいのかなというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） そうですね。ミラーも調べてみますと、ハンドルのところに横づけされていたり、外に出ないように何かされたり、ヘルメットにつけたりとか、いろいろ何かミラーもあるみたいです。通学用に、危なくないようにということで、だからそういうのも一つの検討材料にはなるんじゃないかなと思っております。

今、歩道が60センチ以内でないと通ってはいけないというのを私も認識していませんでしたので、だからいろいろそういう自転車屋さんに行くと、そういうのもありました。ミラーが出ないように、何かハンドルにつけられるとか、後ろが確認できるようにということなので、本当に子どもたちが安全に学校に行ってほしいというのが願いです。

事故が起こってからでは遅いので、事故が起こると、すぐ皆さん対策立てられるんですけど、事故が起こらないようにするのも大事ではないかなと、命がかかっていますので、自転車事故というのは転倒すると、大きな事故になったり、車にぶつかればもっと命にかかわる事故にもなりかねませんので、そういう意味で、より安全性を高める意味で、そういうのも一つ提案をさせていただきたいと思っておりますので、推奨ぐらいは学校のほうでもされてもいいんじゃないかな。

自分たちで身を守りましよう、そういう多分届けてはいないけど、何かちょこちょこあったり、見たりするという話も聞いておりますので、正式には上がってきていないかもしれませんが、できれば安全対策として頭の中、考えに入れていただけたらなと思っておりますので、これは提案をさせていただきます。

それと、先ほどから体育館の空調整備の話も出ておりましたが、本当に今年は暑い暑い夏で、本当に今から2学期が始まっておりますが、まだまだ涼しくならず、何か沸騰時代と言われているんですけど、このまま毎年暑くなっていくのではないかなと、大変危惧をしております。

特に、学校が、保護者の方が大変心配してあるんですけど、36度、37度と、危険な暑さを超えて、温暖化が続いておりますので、小学校の教育施設の断熱対策や遮断対策はどんなになっているんだろうかという質問もあっております。

熱中症だけでなく、高温による体調不良や体調不良により早退したとか、そういう話も聞いておりますが、実際小学校、中学校のほうで熱中症になって帰ったり、体調が悪くなったりとか、そういう子どもの実態はいかがでしょうか、お尋ねいたします。ごめんなさい。これ次でしたね。じゃあ、いいです、先に。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 熱中症の事例の報告ということで、本年度の夏休み中に2件の部活動中の熱中症の報告を教育委員会のほうは受けております。2件とも迅速な対応を行ったということで、次の日からは元気に生活ができているということで報告を受けておるところです。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 断熱対策、後に聞くつもりでしたけど、先に、すみません、お尋ねいたしましたが、本当にクラブ活動とかもあって、この暑さの中で、子どもたちが本当に大変な体調不良とかを起こしているのではないかなと心配しております。今2件ということでしたが、これは2018年だったと思いますけど、熱中症で死亡した事件があって、それから全国で、今、クーラーがつけられたと、エアコンがつけられたという、そういう報告もあっておりましたので、何か事故があったり、大きなことになればなかなか対策が進まないというのも実感として感じております。

今、小中学校の断熱対策についてどんなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 文部科学省の学校環境衛生基準によりますと、室内温度というのが18度以上、28度以下であることが望ましいというふうに定められております。

市内の小中学校につきましては、築30年以上のものが多く、断熱化というのが実際実施できていないものが多うございます。そういうのもありまして、空調設備のほうを既に平成29年度までに、先ほど柴山議員のほうの回答で申し上げましたとおり、平成29年まで

に市内全小中学校100%、普通教室のほうには完備をしているところでございます。

また、特別教室につきましては、理科室、音楽室については完備ができております。

ただ、先ほども申し上げましたが、体育館については空調の設置ができていないといった状況でございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 18度から28度以下が最適な室温だと思うんですけど、実際これが各部屋で、この温度で保たれているんでしょうか。今、クーラーが効いているのかかと、これだけ暑さの中で、その辺りがちょっと心配になっておりますが、実態はいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） クーラーのほうを効かせておりますので、28度以下で設定するようにしております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 設定はされているんでしょうけど、屋上の教室であったり、窓際であったり、クーラーが効かないところがあるんですね。それで実際は30度を超えていたりとか、三十四、五度になっていたりとか、そういう例もあるということを報告、実際今、朝倉市がどうなのかを私は調べてもらいたいと思っているんですけど、ほかの学校ではそういうことがあるということを聞いております。

やっぱり窓際は、特にクーラーが効きにくいとか、何か最上階のところは、特に上からの照り返しがあって、とても28度にはならないと、クーラーを効かせても、そういう報告も聞いておりますので、私は実態を調査してほしいなど、各教室のですね。

朝倉市は広いから、土地によって、その気温の差はあると思います。これは、来年度から学校の断熱対策は義務づけられていきますので、もちろん新しく新設とか、改修される、増築される校舎は、断熱性能や遮断性能を考慮していただくことは当然であります。

しかし、今ある校舎が、古い建物は断熱になっていないんですね。

だから、それをどうするかというのが問題で、体育館も出ていましたけど、改修の対策が必要ではないかなと思っています。

これだけの暑さが続くと、天井近くとかにはクーラーが効いていないという実態もありますので、ぜひ調べていただきたいんですけど、鉄筋であったりとか、高台の学校より平地の学校のほうが気温が高かったりとか、密集地、建物が立て込んでいる中では、学校の中でもなかなか気温が上がっているのではないかなと思います。

それを一つ考えていただきたいので、そういうこれもさっきのトイレの話と一緒になんですけども、早くしとかなないと、結局これ以上気温が下がってくことはないのも、今やらなければ、子どもたちが大変な思いというか、熱中症に近い体調不良の子どもたちが学校で授業を受けなければならないということになっていきますので、早い取組が大事だと思

っていますが、その辺りのお考えいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今申されました断熱対策、これにつきましては、文科省が本年、2024年の3月に学校施設のZEB化、Z、E、Bと書くんですが、ZEB化の手続というものをしております。

使うエネルギーと造るエネルギーをプラス・マイナス・ゼロのビルを造りましょうというのを推奨をしているというような手続をしております。これによりますと、やはり一気に変えるのは難しいから、文科省としましては、大規模改修工事をするときはやってほしいというようなふうに言っております。すぐにZEB化ができない場合は、断熱改修工事、今言われましたように、屋根であるとか、外壁、窓から行うようにというふうに文科省は言っております。

これにつきまして、今後市としても、また研究調査をまずはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、文部科学省のほうもそういう方針を出しているということで、今、ZEB化が進められている。本当に日本全体が今は暑くなってきておりますので、子どもたちをいい環境の中で勉強させるというのがとても大事なことでないかなと思っております。

例えば、学校の最上級の教室とか、天井とか、壁に断熱材を設置し、内窓の取付けとか、自動運転のデマンド式換気をセットで改修すると、中の空気が回る、満遍なくですね。

だから、クーラーは1か所しか風が通らないところもありますので、教室の中が全体的に涼しくなるような、そういう換気セットも必要だということも言われておりますし、日差しが強いところは遮蔽も必要になってくると思います。

やっぱり教室のエアコンが効きにくくなっている。この暑さと建物の建築材料によっては、断熱材が入っていない今までの建築ですので、だからその辺りは今から断熱材を改修していく、断熱改修をしていくということが必要になっていくんじゃないかなと思います。

大規模改修とか、そう簡単にあることではないと思いますので、やはり子どもたちが日に日に大変な思いをしていかなくちゃいけなくなりますので、だからこの断熱というのが今、文部科学省のほうも義務づけをされていますので、恐らくいろんな学校教育環境整備とか、そういうまた補助金とかが出てくると思うんですね。

だから、そういうのを活用されて、何か先駆けてでもされてはいいかなと思っております。何か朝倉市は、特に盆地で、夏は暑く、冬は寒くというのが特徴的に言われておりますので、そういう場所によっても、その暑さ、寒さが違うんじゃないかなと思ってます。

また、さっきすごく光熱費がかかるという話もちらっと出ていましたけど、太陽光発電



と組み合わせて、効果的に光熱費が上がらないようにしていくとか、そういうことも今は考えられているようです。

この教室の断熱化工事というのは、地元の工務店でもできるし、1教室100万円から150万円ぐらいでもできますということで、今ちょっと物価が上がっているの、正確には分かりませんが、各学校でそれぞれにやっていかないと、多分なかなかこれは、国からまた一斉にと言われても、新築とか、増築のところしか対象にならないと思いますので、ぜひその辺りも積極的に検討していただきたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） まずは、状況のほうを把握をするということが大切かなと思いますので、そういった状況の把握に努めたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） ぜひ今の暑いときに実態を調査していただきたいと思っております。

そして、本当に子どもの健康を守り、環境に優しい学校の遮断化を、また断熱化を進めていただきたいと思っております。先ほど熱中症のことも、2人ほど子どもが熱中症で倒れたということでございますが、学校での対応とか、その対策というのはどのようにされておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 熱中症対策につきましては、毎年5月の定例校長会の中で、県教育委員会から熱中症事故防止に関する通知というものが出されますので、それを小中学校のほうに周知徹底をしております。

例えば、外遊び、保健体育の授業や部活動につきましては、暑さ指数が31以上では激しい運動の禁止であるとか、部活動は生徒の体調を注意しながら活動するといったことを徹底をしているということです。

また、本年4月からは、熱中症警戒アラートよりもさらに高度な熱中症特別警戒アラートの運用というのも始まっております。これを受けまして、市教育委員会としましても、従来の熱中症対策に加え、熱中症特別警戒アラート発表時の対応マニュアルというのも作成をいたしまして、各学校に周知をしております。

具体的には、暑さ指数35以上になった場合には、教育委員会とか、各学校の動きをフローチャートでマニュアル化し、児童生徒の熱中症予防対策を示しているといったことで、各学校にも通知をしておるところでございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 時間も少なくなってきたんですけど、この35度以上になったらチャートでマニュアル化すると言われたのは、それはどういうふうな意味なのか、ちょっ

ともう一回お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） この暑さ指数というのが、35が出るというふうなのが予想される、前の日の午後に出ますので、それが市の環境課を通じて、市の教育委員会のほうにも通知が来ますので、それを受けて各学校のほうに、明日こういうアラートが出る予定ですよというようなことで、活動について自粛するようにといったことを系列的に分かるような図式で示しているということでございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 本当にこの暑さの中で子どもたちも、現場の先生方も大変だろうと思います。本当熱中症にならないよう、また体調不良で早退している子どもたちもいるとは聞きますので、ぜひとも安心・安全に学校生活が送れますように、そして快適に学校で勉強できるような配慮をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 15番大庭きみ子議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は11日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時18分散会